

湘南邸宅文化ネットワーク協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称を「湘南邸宅文化ネットワーク協議会」とする。

(目 的)

第2条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会は、神奈川県南部・西部および隣接地域にある歴史的な住宅や別荘を地域固有の文化として尊重し、次代へ継承するために、この問題に関わる人々が相互に交流を深め、共通の課題について研究協議することによって、社会における湘南地域の邸宅文化の理解を深め、その保存と活用の推進に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会は、前条に規定する目的に賛同する個人および団体によって組織する。

(役 員)

第4条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会には次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

監 事 2名

幹 事 6名から10名以内

2 会長・副会長及び監事・幹事は、総会において選任する。

3 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧 問)

第5条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会の活動を推進するために、顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 顧問は、湘南邸宅文化ネットワーク協議会の目的達成のため、必要な事項について会長に対し、助言・指導をすることができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、湘南邸宅文化ネットワーク協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

3 監事は、会計を監査する。

- 4 湘南邸宅文化ネットワーク協議会には幹事を置くことができる。
- 5 幹事は、役員会から委嘱された事項について審議する。

(会 議)

第7条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会は、総会、役員会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 議事は出席会員の過半数の同意を得て成立する。

(事務局)

第8条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会の事務局は、財団法人日本ナショナルトラストに置く。

(経 費)

第9条 湘南邸宅文化ネットワーク協議会の経費は、会員の負担金によってまかなう。

- 2 前項の規定する額は、別表のとおりとする。

(予算・決算)

第10条 予算、決算及び事業計画は、総会によって決定する。

(規約の改正)

第11条 この規約の改正は、総会の議により決定する。

(その他)

第12条 この規約の定めるもののほか必要な要項は、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成15年1月26日から施行する。